

福岡市城南区選挙管理委員会
令和7年8月20日(水)
午前10時00分から

1 議 題

- (1)選挙人名簿から抹消する者について (議案第71号)
- (2)在外選挙人名簿に登録する者について (議案第72号)

2 そ の 他

- (1)出前授業の実施報告について
- (2)次回以降の委員会日程について
 - 令和7年9月1日(月) 午前10時00分から
 - 令和7年9月19日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 71 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 8 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 595 人 |
| | 内訳 死亡者 | 61 人 |
| | 市外転出者 | 534 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 8 月 20 日 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和7年8月1日

1 死亡者

令和7年7月31日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和7年3月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	36	25	61
転出者	304	230	534
計	340	255	595

議題（2）
議案第 72 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 8 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 登録する者の数 | 1 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和 7 年 8 月 20 日 |

（根拠）

- ・ 議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（在外選挙人名簿の登録）

第 30 条の 6 市町村の選挙管理委員会は、^{<※1>}前条第 1 項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

<※ 1 > 法第 30 条の 5 第 1 項（要旨）

^{<※2>}前条第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時にけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

<※ 2 > 法第 30 条の 4 第 1 項（要旨）

在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満 18 年以上の日本国民で、領事官の管轄区域内に引き続き 3 箇月以上住所を有するものについて行う。